

能美市高齢者安全運転装置設置促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、交通安全意識の高揚と交通事故防止を図ることを目的として、高齢者が自動車に安全運転装置を後付けした費用の一部に対して予算の範囲内で補助金を交付することとし、その交付に関して、能美市補助金交付規則(平成17年能美市規則第33号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自動車 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車(自動二輪車を除く。)をいう。
- (2) 安全運転装置 アクセルペダル及びブレーキペダルの踏み間違いによる急発進を防ぐ踏み間違い急発進等抑制装置又は先行車両との接近を知らせる等の安全運転支援機能を有するドライブレコーダーをいう。
- (3) 踏み間違い急発進等抑制装置 自動車の停車時及び徐行時において、加速抑制機能が作動し急発進を抑制する機能又はアクセルペダル及びブレーキペダルが同時若しくは誤って踏まれた場合にブレーキ動作が優先される機能を有し、自動車に後付けできる装置をいう。
- (4) 安全運転支援機能 先行車と接近し過ぎた際に警告音等で知らせることにより衝突を防止する機能又は走行中に車線をはみ出した際に警告音で知らせる機能等の安全運転を促す若しくは補助する機能をいう。
- (5) ドライブレコーダー 自動車に搭載して走行又は停車中の状況を映像で記録する装置(スマートフォン等を活用したものを除く。)をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 安全運転装置の購入及び取付時において、本市の住民基本台帳に記載され、か

つ、市内に居住している満65歳以上の者

- (2) 事業者で安全運転装置を後付けした自動車の自動車検査証(用途欄に自家用と記載されたものに限る。)の使用者又は所有者欄に記載され、かつ、現に当該自動車を常用している者
- (3) 補助金の交付申請時に有効な自動車運転免許証を保有している者
- (4) 能美市納税等に係る公平性の確保に関する条例(平成22年能美市条例第29号)第2条第2項各号に掲げる市税等の滞納がないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、新品の安全運転装置の購入及び取付に必要な経費とする。ただし、当該経費に対して他の同一の目的の補助金の交付を受けている場合は、対象外とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(その額に百円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。

- (1) 踏み間違い急発進等抑制装置又は安全運転支援機能を有するドライブレコーダーを設置した場合 補助対象経費の2分の1(上限額は2万円とする。)
- (2) 踏み間違い急発進等抑制装置及び安全運転支援機能を有するドライブレコーダーを設置した場合 補助対象経費の2分の1(上限額は5万円とする。)

(補助金の交付申請及び請求)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、能美市高齢者安全運転装置設置促進補助金交付申請書及び請求書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、安全運転装置を後付けした日の属する年度の翌年度4月10日までに提出しなければならない。ただし、補助金の交付は、申請者一人につき車両一台一回とする。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 補助対象経費のわかる領収書の写し
- (3) 自動車運転免許証の写し

- (4) 安全運転装置の機能が確認できるものの写し
- (5) 振込先金融機関口座の通帳又はキャッシュカードの写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、能美市高齢者安全運転装置設置促進補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)又は能美市高齢者安全運転装置設置促進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この告示の規定に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、文書により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期間を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、書類の提出若しくは報告を求め、又は必要な調査をすることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の能美市高齢者安全運転装置設置促進補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後に設置した安全運転装置について適用し、同日前に設置した安全運転装置については、なお従前の例による。